

関西 労災職業病

関西労働者安全センター

2000. 8.10発行〈通巻第297号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ぼんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



- 豊能郡美化センター焼却炉・解体作業者が
高濃度ダイオキシン類汚染!! 2
- 日本産業衛生学会許容濃度委員会が
結晶性シリカの発ガン分類再検討に着手 6
- 職場改善事例しょうかいその12
JAM西島製作所労働組合 8
- 労災保険Q & A その3 13
- 前線から(ニュース) 16
全国センター第11回総会開かれる 淡輪/地域に応じた安全衛
生活動を推進 JAM大阪/連合近畿が4回目のセーフティネッ
ト 奈良/連合南大阪地域協が安全衛生研修会 堺

7月の新聞記事から/19
表紙/鑄造職場(西島製作所)

豊能美化センター焼却炉・解体作業者が 高濃度ダイオキシン類汚染!!

中地重晴（環境監視研究所）

血中濃度のダイオキシン類汚染が判明

さる7月12日、労働省は能勢町にある豊能郡美化センターの焼却炉解体作業に従事した日立造船の作業員35名がダイオキシン類に高濃度に曝露したことを示すデータを発表しました。解体作業後、35名の血中濃度を測定したところ、高濃度のダイオキシン類に汚染されていることが判明しました。解体作業員の血中ダイオキシン類濃度は平均で血中脂肪あたり680pg-TEQ/gで、最高値は5380pg-TEQ/gあったそうです。健康な一般人の血中ダイオキシン類濃度が20～30pg-TEQ/gだとされており、それと比較すると解体作業員の血中濃度は平均値で約30倍高く、また、昨年労働省が実施した豊能郡美化センターの調査結果で最も高かった焼却炉内の作業に従事していた作業員の平均値が350pg-TEQ/gであったことと比較してもかなり高い事がわかります。国内での汚染例としては最高の値を示し、今後深刻な健康被害が発生する可能性があります。

この間の経過

豊能郡美化センターでは排ガス中のダイ

オキシン類濃度について管理者の豊能郡環境施設組合がデータ隠しを行っていたことが発覚したのが、97年6月でした。厚生省が定めた炉の停止基準である80ng-TEQ/Nm³をこえる180ng-TEQ/Nm³という測定結果を報告せずに集塵機の改造を行なおうとしていました。住民の要求でその後、美化センター周辺の土壤汚染調査が行なわれました。南側の能勢高校の栗林から最高2700pg-TEQ/gの土壤のダイオキシン類汚染が判明しました。

施設組合が対策委員会をつくり周辺環境の詳細な調査を行なったところ、美化センター南側の法面で最高8500pg-TEQ/gを検出し、焼却炉のごく周辺の土壤が高濃度に汚染されていることがわかりました。

98年6月厚生省に専門委員会が設置され、その原因究明が行なわれました。その結果、開放型冷却塔という焼却炉の欠陥によるということがわかりました。焼却炉内に堆積した埃や、飛灰、冷却塔内に残っていた循環水などが高濃度に汚染されていました。

土壤では美化センターの北側の土壤で最高8800pg-TEQ/g検出され、冷却水槽の周りの土壤は52000ng-TEQ/gという高濃度でした。湿式洗煙塔に残された洗煙排水は

3000000ng-TEQ/l、堆積物は96000ng-TEQ/g等高濃度にダイオキシン類で汚染された土壌や残留物が焼却炉内や周辺に存在することがわかりました。

98年12月大阪府がダイオキシン類に関する環境対策検討委員会に「高濃度汚染物除去対策技術専門部会」を設置して、汚染物除去方法の公募を行ない、業者を選定しました。99年2月に9社から出された提案内容とヒアリングの結果から、日立造船に詳細な見積書を提出するよう依頼しました。約9億1千万円で施設組合は日立造船と除去工事の契約を行ないました。

99年5月から今年3月まで除去工事が行なわれ、焼却炉内の工事は99年7月から今年1月まで行なわれました。のべ約250人の作業員が工事に従事しました。除去工事は基本的には吹き付けアスベストの除去工事に準じて行なわれました。ビニールシートで建物を養生し、負圧にした状況で、クリーンルームで作業員が作業服に着替え、マスクを着用して作業をしたとのこと。

マスクについてはダイオキシン類の汚染濃度や粉じんの飛散の可能性を考慮して、I取り替え式の防塵マスク、II電動ファン付の防塵マスク、IIIホースで空気を送り込むエアラインマスクの3タイプのマスクが作業ごとに選択されて使用されました。また、マスクが着用されているかどうか現場監督者が常時配置されて作業を監視していました。さらに、主要な作業場内はテレビモニターによって常時監視されていたようです。作業の様子はビデオに残されているようですが、大阪労働局が調査で押収して

いるため私たちが見ることはできません。

作業員は作業終了時にクリーンルームでエアシャワーを浴び、脱いだ作業服は汚染物として破棄、ドラム缶に保管されました。請負契約を結んだ日立造船や子会社の日立エンジニアリングの社員は現場監督として少人数配置されただけで、実際の除去作業は孫請け、ひ孫請けの工事会社の作業員が行なったようです。多くはアスベスト除去作業の経験者だといわれています。

高濃度曝露したのは下請け作業員ばかり

日立造船は今回の除去作業が円滑に行なわれたことを証明するために、工事終了後、延べ250人以上の工事関係者のうち、常時焼却炉内で作業を行っていた日立造船の社員1名、日立エンジニアリングの社員1名、下請け作業員33名合計35名の血中ダイオキシン類濃度を測定しました。その結果を表1に示しました。血中脂肪中のダイオキシン類濃度で35人の平均値で約680pg-TEQ/g、最大値はなんと5380pg-TEQ/gです。これは98年に実施された豊能郡美化センターの従業員92名の平均値約100pg-TEQ/gと比較すると、平均値で約7倍の差があります。表2、表3に測定結果を示しました。表2は単純に全体を示していますが、表3はダイオキシン類曝露の可能性順にIからIV群に分けて、表示してあります。IV群は焼却炉関連施設内に立ち入り作業をしていた人たちで、その平均値の約323pg-TEQ/gと比較してもおおよそ半年間しか作業していないにもかかわらず、平均値で2倍以

表1 解体作業後労働者の血中ダイオキシン類濃度(対象者:35名)

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
ダイオキシン類合計	680.5	950.4	52.4	5,380.6
ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン類(PCDDs)	176.3	287.1	15.4	1,671.8
(2,3,7,8-TCDD)	(7.2)	(6.4)	(2.0)	(29.1)
ポリ塩化ジベンゾフラン類(PCDFs)	465.8	650.8	29.2	3,650.8
コプラナーPCB	26.4	23.7	6.0	109.6

表2 豊能郡美化センター平成10年度調査(対象者:92名)

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
ダイオキシン類合計	100.9	136.2	19.6	831.2
ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン類(PCDDs)	23.8	20.8	6.5	114.2
(2,3,7,8-TCDD)	(4.5)	(2.6)	(0.5)	(13.4)
ポリ塩化ジベンゾフラン類(PCDFs)	62.8	112.2	6.9	691.6
コプラナーPCB	14.3	10.2	3.1	54.2

平成10年度労働者調査より

表3 焼却施設関連度分類別にみた血中ダイオキシン類およびCo-PCBs濃度

		TCDD (pg/g-fat)	ダイオキシン類 (pgl-TEQ/g-fat)	Co-PCBs (pgP-TEQ/g-fat)
I (56名)	平均	3.83	34.17	11.94
	標準偏差	2.06	12.03	7.71
II (8名)	平均	5.38	66.84	18.42
	標準偏差	3.85	20.05	13.32
III (13名)	平均	5.64	93.33	21.40
	標準偏差	2.78	26.11	11.46
IV (15名)	平均	8.57	323.31	23.17
	標準偏差	2.74	223.23	19.32

表4 豊能郡美化センター平成11年度フォロー調査(対象者:23名)

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
ダイオキシン類合計	246.0	—	33.6	853.7
ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン類(PCDDs)	68.3	—	12.7	210.5
(2,3,7,8-TCDD)	(2.9)	—	(0.5)	(9.0)
ポリ塩化ジベンゾフラン類(PCDFs)	161.5	—	13.5	627.8
コプラナーPCB	16.3	—	3.5	54.4

平成11年度労働者調査より

表5 豊能郡美化センター周辺住民46名の血中ダイオキシン類濃度

	平均	SD	最小値—最大値
TCDD	4.1	2.3	(1.2 - 11.8)
PCDDs + PCDFs	25.3	11.3	(6.3 - 66.7)
Co-PCBs	9.1	6.6	(1.8 - 28.3)

*血中ダイオキシン類濃度の測定方法及び測定機関は本調査と同じ (資料出所:平成11年2月13日大阪府発表資料)

表6 大阪府住民(対象者:36名)

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
ダイオキシン類合計	36.0	—	—	—
ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン類(PCDDs)	16.7	6.2	5.0	31.8
(2,3,7,8-TCDD)	(3.9)	(2.1)	(1.2)	(9.9)
ポリ塩化ジベンゾフラン類(PCDFs)	11.3	4.7	2.2	26.0
コプラナーPCB	8.0	5.2	1.7	24.0

平成12年1月大阪府公表資料より

上も汚染されてしまったことがわかります。

また、表4は一年後に実施されたフォローアップ検査の結果ですが、平均値、最高値ともほとんど減少せず、ダイオキシン類の残留性の強さが改めて実感される結果です。

参考までに大阪府が発表している豊能郡美化センター周辺住民や府下在住の一般人の血中ダイオキシン類濃度を表5、表6に示しました。平均値で34～36pg-TEQ/gであることと比較すれば、今回の解体作業者がいかに高濃度にダイオキシン類に曝露したかが分かります。

汚染原因は究明できるのか

今回のような解体作業員が高濃度にダイオキシン類に曝露した原因はどこにあるのでしょうか。前述したように防塵マスクについては、かなりきちんと装着されていたようです。マスコミでも推測記事が流れていますが、美化センター内で電動ファン付マスクや取替え式マスクから危険作業場内に入る際にエアラインマスクを装着しなおす簡易のクリンルームではエアシャワーがなく、作業服に付着した埃を吸い込んだのではないかという記事もあります。

労働省は「廃棄物焼却施設解体工事におけるダイオキシン類対策検討委員会」を発足させ、今回の災害の原因究明と今後の対策を検討することになりました。とりあえず、解体物の溶断作業は高濃度のダイオキシン類に曝露する可能性があるとして、作業を行わないよう指示を出しています。模

擬実験も含めて原因究明が行われる予定です。来年3月まで検討作業が続けられるようですが、原因が明らかになるまで全国各地の同様な焼却炉の解体作業は行わないよう通知が7月14日付け基発493号の2で出されています。

今回の血中濃度は確かに日本国内で報告された測定例としては最高濃度ですが、2,3,7,8-TCDDの濃度は最高値でも29.1pg/gと低くなっています。これは2名の労災申請を棄却する「理由」とされた点でもあります。しかし、この点だけをとらえ、「セベソや枯葉剤の被害者と比較して健康被害の可能性が少ない」と結論付けたり、安全衛生対策や健康被害防止が軽視されることがあってはなりません。今後とも経過を見守る必要があります。

さいごに

7月14日、豊能郡美化センターの公害調停が成立し、土壌汚染や解体工事でできた高濃度汚染物の無害化処理や健康調査などはすべて学識経験者、住民、施設組合等三者で構成される対策協議会で協議され、実施されることになりました。一方、6名の労働者が損害補償を求め、ダイオキシン損害賠償訴訟を大阪地裁で戦っています。安全センターも呼びかけ団体となって、能勢ダイオキシン裁判支援ネットワークが発足しました、より多くの方々への支援をお願いします。今後とも経過を逐次報告していきますので、ご注目のほどよろしくお願い致します。

日本産業衛生学会許容濃度委員会が 結晶性シリカの 発ガン分類再検討に着手

じん肺合併肺がん問題に関連して本誌前号などでも報告してきたように、じん肺の主要な原因物質である結晶性シリカ（珪酸粉じん）の発がん性認定が大きな焦点の一つになってきたが、国内で発ガン性分類を毎年公表している日本産衛学会許容濃度委員会の検討作業が正式に開始された。

じん肺合併肺がんに関する不支給処分取消行政訴訟において、被告である国・労働省は、権威ある国際的研究機関である国際がん研究機関（IARC）や米国国家毒性プログラム（NTP）が発がん性の最高ランクに位置付けていないことを、じん肺合併肺がんの因果関係を認めない重要な根拠としてきた。そして、裁判所もこの主張を採用し、じん肺合併肺がんの因果関係が科学的に定まっていないと判断する理由としてきた。

しかし、IARCは1996年秋に、NTPは2000年5月に、発がん性の最高ランクに分類変更をおこなった。また、ドイツ科学振興会（DFG）は1999年に同様の決定をおこなっている。ところが日本においては、日本産業衛生学会の許容濃度委員会が毎年おこなう「許容濃度等の勧告」の中で、問題の結晶性シリカは、以前のIARC決定と同様に「第2群A：人間

に対しておそらく発がん性があると考えられる物質（証拠がより十分な物質）」に分類されたままになっている。

産衛学会の「許容濃度等の勧告」の「Ⅲ. 発ガン物質」では次のように、IARCの判断と他の情報を検討して決定するとしており、したがって、IARCの決定が変更されれば速やかに再検討に入るはずであるにもかかわらずである。いささか異常な状態といえる。

日本産業衛生学会は、International Agency for Research on Cancer（IARC）が発表している発がん物質分類を基本的に妥当なものとして判断し、かつ、他の様々な情報を加えて検討し、産業化学物質および関連物質を対象とした発がん物質表を定める（表Ⅲ-1）。「第1群」は人間に対して発がん性のある物質である。「第2群」は人間に対しておそらく発がん性があると考えられる物質である。そのことを示す証拠の程度により、「第2群A」（証拠がより十分な物質）、「第2群B」（証拠が比較的十分でない物質）に分類する。

【日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告」より】

国内のしかるべき組織としての産衛学会が検討すら開始しないのは問題であることから、安全センターでは労務医連や国家安全センターとともに、IARC決定以降、産衛学会において早急に結晶性シリカの分

類についての検討をはじめべきであると再三指摘してきたが、なかなか検討が開始されるてこなかった。

今年、北九州市で開かれた学会において、自由集会とはいえ主なじん肺研究者が集まる職業性呼吸器疾患研究会で、じん肺がんの疫学研究者である金沢医大の中川教授や岡山大学の津田講師が、それぞれ「ヒトに関するがん原性リスクの評価に関するIARCモノグラフの紹介」「医学における因果関係の推論」と題する報告をおこなった際にもこれといった反対意見が出ることもなく、また、IARC以降の国内の研究発表もIARCの決定を支持する内容ばかりであることから、総会時に明らかにされる今年の勧告では、結晶性シリカの分類変更が当然提案されるものと考えていた。

しかし、結晶性シリカに関する提案はなく、むしろ、IARCにおいて結晶性シリカに関する決定の次に、発がん性を最高ランクの「グループ1」であると決定された「2,3,7,8-TCDD」（ダイオキシン）を第1群とする提案がなされた。

こうした経過を踏まえて、安全センターでは個人名で、許容濃度委員会桜井治彦委員長（中災防安全衛生検査センター所長）に宛て、問い合わせと要請を5月におこなった。

問い合わせに対して桜井委員長は「（検討作業の）引き受け手が見つかった段階」と述べ、未だに検討作業がはじまっていないことがわかった。

その後再度桜井委員長に問い合わせたと

ころ、7月の許容濃度委員会において結晶性シリカに関して正式に検討作業に入ることが決まったとのことであった。ただ検討メンバーについては「従来から明らかにしていないので、今回についても公表は控える」との返答であった。

現在進行中である、労働省のじん肺合併肺がんの労災認定基準専門検討会の議論の状況は今もって闇の中である。しかし、結晶性シリカの発がん性分類の再検討を産衛学会が開始したことは国内の動きとして無視できないものといえるだろう。

IARC決定以降の国内の研究によっても明らかのように、じん肺患者における肺がんの多発は医学的に確定した事実であり、すなわちじん肺と肺がんとの医学的因果関係はあきらかで、現在の認定基準が「管理4または管理4相当」に補償対象を限定していることは早急に改められなければならない。さらに、（珪肺患者における肺がんの多発も証拠に含んで）結晶性シリカに発がん性ありと各機関が認定した現在、珪酸粉じんに高度に曝露したことがあきらかな、すなわちじん肺所見のある管理2以上のじん肺患者に発症した肺がんはすべて労災補償の対象とするべきである。つまり、肺がんを、今日の韓国のように、じん肺の合併症とするべきなのである。

安全センターとしては、本誌前号で報告したように専門検討会への要請書を提出しており、今後さらに、ねばり強く取り組みを続けていくことにしている。

職場改善事例しようかいその12

JAM西島製作所労働組合

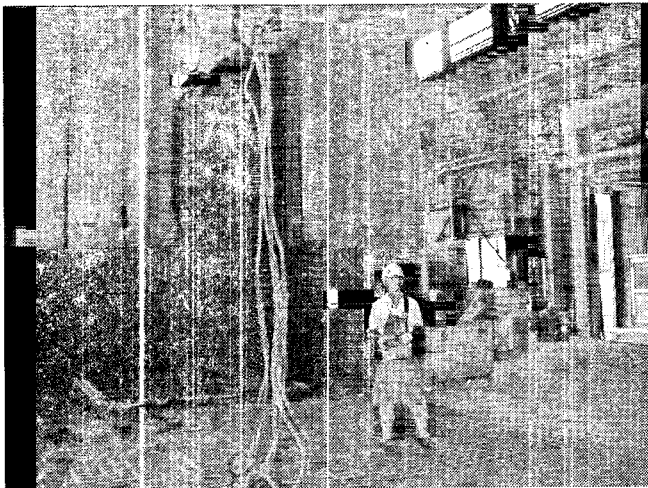
今回は、JAM西島製作所労働組合を訪問、高槻市にあるポンプの製造現場の安全対策を見学させていただいた。(株)西島製作所の安全衛生委員会委員長の水野雅弘さん、同事務局の三好誠さんから安全衛生活動の状況について説明を受け、同労働組合の木下厚見執行委員長、田中智副執行委員長、高杉勝幸書記長に工場内を案内していただいた。

○クレーン作業

「トリシマポンプ」のブランドは、大正8年の創業以来の歴史を刻み、大型ポンプのメーカーとして有名だ。大型ポンプという、水を大量に処理する大型機械装置の生産となると、当然に受注生産。受注ということは、同じ形状の製品は、原則



(写真1)ワイヤロープ点検表示



(写真2)リモコンでのクレーン操作

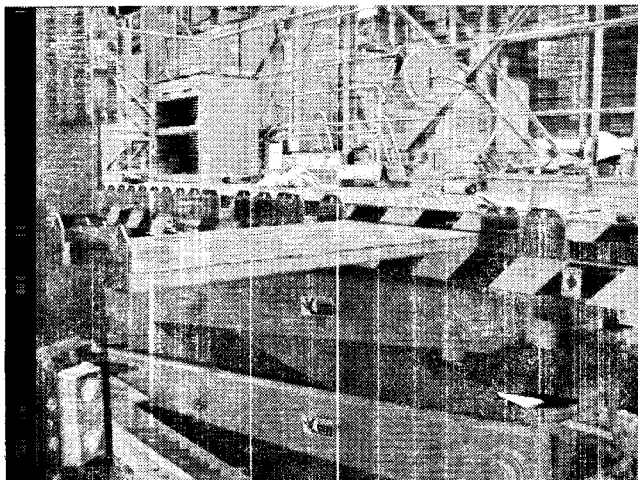
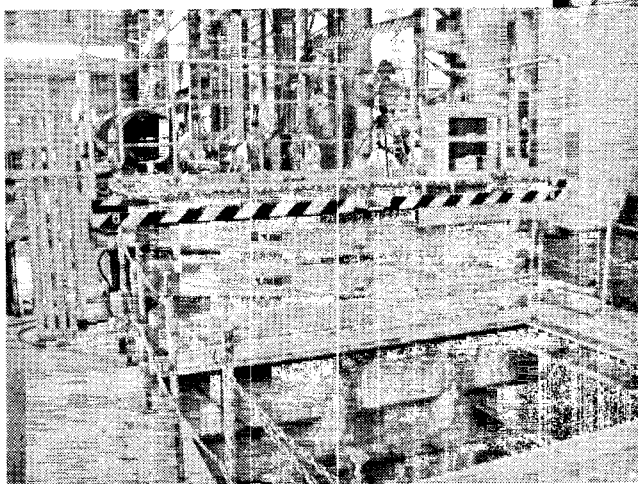
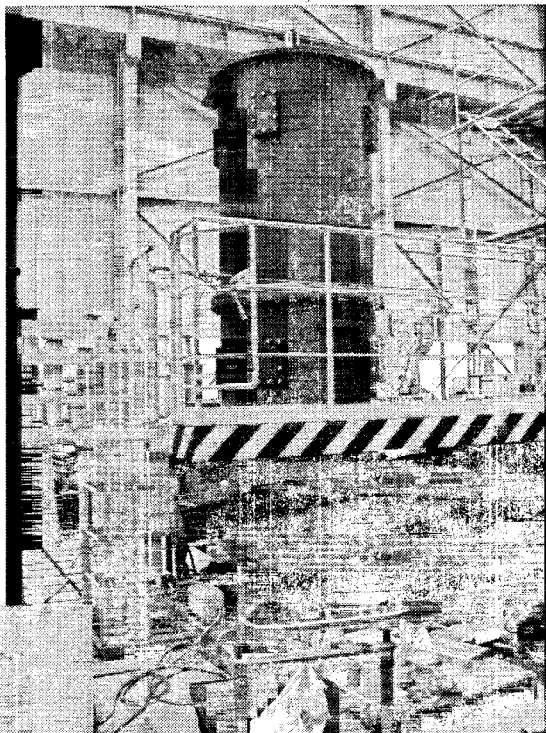
として一回限りのものとなる。大型の鋳造物を中心に、水処理設備という一つの製品に仕上げるためには、天井クレーンで吊り上げるという場面が多い。しかし、様々な形をした一回限りの鋳造物を、いかに吊り上げるかというのは、安全対策上の技術的、技能的な苦勞のしどころとなっている。形状にあわせた治具など、いちいち作っていたらそれこそ治具

だらけになってしまうとのこと。

ワイヤの点検は怠りなく、クレーン操作は、安全のためより視覚による確認が容易なりモコン式を多用している。

○高所作業

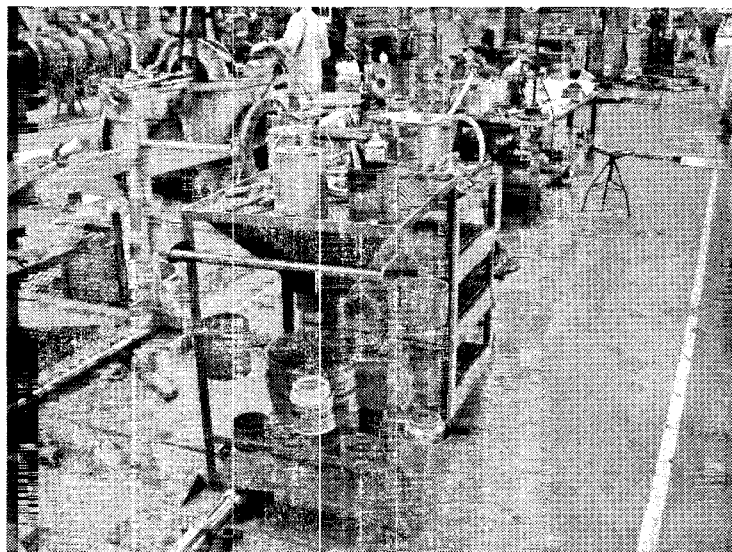
十数メートルもある筒状の大型構造物に対し、手を加え製品に仕上げていく。大型ポンプ特有の作業風景である。この最も日常的な高所作業に、工場で不可欠となってい



る機材がある。

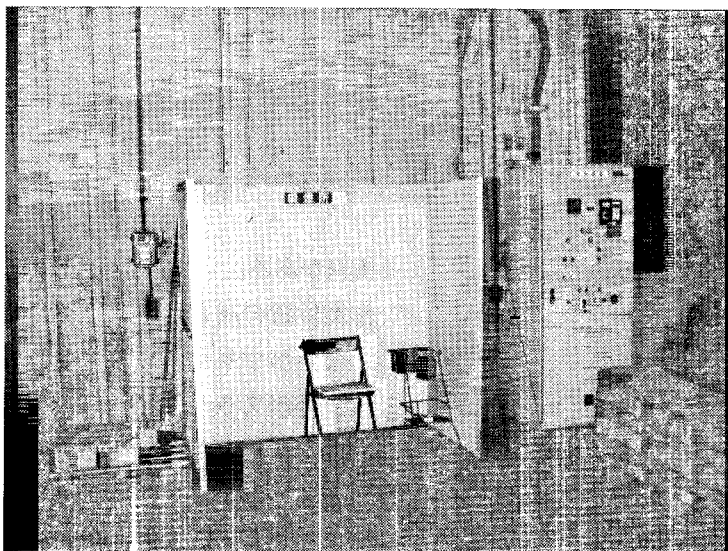
作業位置の高さにあわせて昇降し、なおかつ対象の形状にあわせて作業台がスライドして自由に設定できるスグレモノだ。この機械を導入する一年前までは、作業のたびに足場を組み、手間暇がかかり、ともすれば安全帯も使わずに無理な作業をする場面が見られることもあった。（写真3～5）

上(写真3)
中(写真4)
下(写真5)



○作業台

製造業の職場では、どこでも作業台にいろいろな工夫がされている。西島製作所で見かけた作業台は、オイル対策がうまく施されていた。上部は網状になっていて、オイルは下の廃油缶に集まるようになっている。床面への飛散は、これで防げることになる。作業台にはキャスターがついて、移動が容易な上、工具類等の一時置きに便利な棚もしつらえられている。



○喫煙コーナー

鑄造工場にある喫煙場所。工場内には、このような一息をつく喫煙場所が随所に置かれている。ボードで簡単に、

上(写真6)作業台

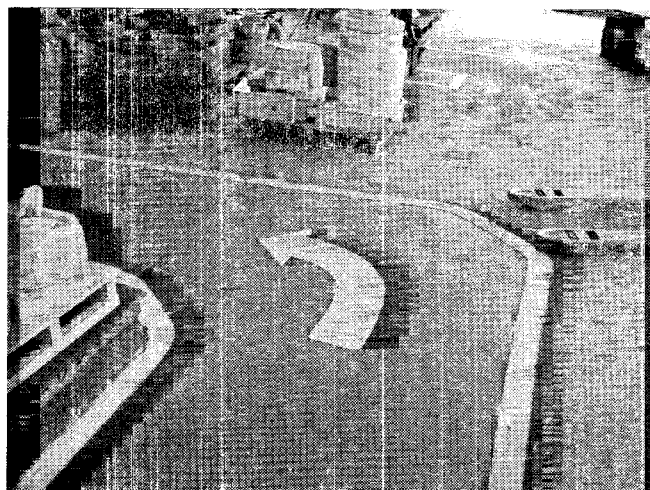
下(写真7)喫煙コーナー

さりげなく仕切られ、注意を怠らない作業場所と一線を画しているスペース設定がよい。

○安全通路

しっかり、鮮明に引かれた安全通路

(写真8)通路



○安全衛生の点検活動

さて西島製作所は、高槻市に本社社屋と本社工場を置いている。社員数は約700人、そのうち工場の現場作業に従事する社員が約250人、設計部門で働く社員が約190人だ。鑄造工場があり、工作機械も様々に稼動している工場だけに、安全衛生対策にも様々な試行錯誤が繰り返され、工夫されてきた歴史がある。

ISO9001、14001の認証も取得し、その活動は労働安全衛生対策にも生かされつつある。職場では、「HHK一掃作戦」を安全活動のベースとして推進している。HHK一掃作戦とは、班や課の50～60人程度を単位として、ヒヤリ(H)ハット(H)気がかり(K)な点を出し合い、これを順位付けしたうえで一掃するための対策を考案、職場改善につなげるというもの。

下の表は、今年春の問題点リストの一例。この課では63の問題点が指摘され、これを重要性、緊急性で3段階の評価を加えている。その上で、大事なのは、「解決」の担当者を決定して、改善考案についての期限を設定していることである。

どのような結論が導き出されるか、その点検が、この一覧表でできるようになっている。大掛かりなリスクアセスメントを実施する訳ではないが、日常的な気づきを大切に項目立てて、評価し、改善につなげる効果的な取り組みといえる。

職場改善実施計画表の一例

問題点リスト・改善実施計画書(119期)

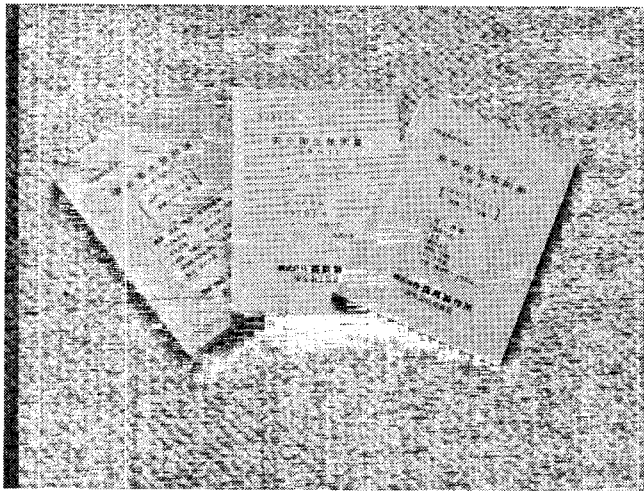
99.04.30 作成 組立工作課

整理 No	問題点・改善実施項目	場所	区分	優先			解決		備考
				重要	緊急	順位	期限	担当	
1	溶接ヒューム・煙が建屋内にこもる	溶接	安全	○	◎		5/5	山本	生技にて準備中
2	100Vコンセントのブレーカーがよく落ちる	溶接	設備	○	○		7/30	中田	
3	東側シャッターが出入り口にひっかかる	溶接	設備	△	△		6/30	中田	
4	天井灯の照明が暗い	溶接	設備	○	○		5/30	村井	照度調査要
5	新1機での塗装作業が多く作業環境が悪い	大組	環境	◎	○				技術検討問題
6	機械加工やGR作業での粉じんが多い	大組	環境	○	△				技術検討問題
7	バランス設備ホコリ多い	大組	環境	○	○		6/30	谷口	定期的清掃要
8	ビット組立での高所作業足場が組みにくい	大組	安全	◎	○				高所作業部会検討中
9	高圧ポンプ運転時騒音が高い	大組	環境	◎	○				技術検討問題
10	外部業者のスリングベルト類の使用方法が荒い	大組	安全	○	○		6/30	村井	当て物を使用しない
11	水圧作業場所の位置が悪い(ホースが通路を横切る、通路横なので関係者以外に不安全)	高組	安全	○	○				技術検討問題
12	天井の断熱材に落下の危険性あり	高組	安全	◎	○				技術検討問題(2機)
13	天井日除けカーテン老朽化、バラバラ落下	高組	設備	△	△				見栄え、衛生上悪い
14	工具収納方法が悪い(工具キャビネット不足)	高組	作業	○	○		7/30	高木	工具4Sが悪い
15	輸送ヤードクレーンの上下方向の安全装置の不具合	高組	安全	◎	◎				安全装置の不具合

○安全衛生規則集

安全衛生委員会は、工場、事務所内の各作業について、安全衛生対策を手帳サイズの小さな冊子3冊にまとめ、全社員に配布している。法令上の規則はもちろんのこと、「なぜそうなのか」について解説、「西島製作所の工場だからこそ」この点に注意するといった内容になっている。たとえば、粉じん作業については、「ヒュームなど微粒子の粉じんには捕集効率の高いマスクを使用して、使い捨てマスクは使用するな」とその根拠を説明し、次の項では「粉じん作業場では4Sを怠るな」と粉じん作業の安全衛生対策の勘所を指摘している。作業者に対し、過不足なく安全衛生情報を提供するツールとして職場に定着している。

もちろん、作業者自身が手にして読むことが前提になるが、職場改善の運動とあわせれば、効果が期待できよう。



心とからだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための

情報や工夫・知恵を満載

[著者]

酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画] さとうしんまる

[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議

A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価] 1,200円(送料別)

[注文先]

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

労災保険 Q君 & A氏

その3： 平均賃金の怪!? 偶然的な要素を 是正する最低保障額



Q君：労災で仕事を休んでいたら、一体いくらもらえるんですかね。

A氏：休んでたらもらえるっていうのは短絡的な…。労災保険の休業補償を支給する要件は、業務による怪我や病気で、お医者さんにかかり「つまり療養し」、休業せざるを得ず、そのために賃金を受けられないということ。だから医療機関に行かず、自宅で療養したといっても休業補償は請求できないよ。

Q君：なるほど。それでももらえる額はどのくらいなんですかね。

A氏：額の前に、休業補償が支給されるのは休業4日目からで、災害が発生した日を含めて最初の3日間は使用者が補償することになるんですよ。労働基準法の第76条で使用者に課せられた休業補償の規定は、休業の最初から少なくとも平均賃金の6割の補償ということになっているからね。

Q君：その「平均賃金」で何ですか。それで休業補償の額が決まるんですかね。

A氏：さっきから額、額って。えらくこだわるね。平均賃金っていうのは、労働基準法の第12条で決められていて、いろいろな労働基準法上の補償などの額を決める尺度となっているものなんだよ。その規定はこんなふうになっている。

「この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3箇月間にその

労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。」

これを原則として、いろいろな場合が考えられるから、条文等で細かい規定が定められているんだよ。

Q君：で、この平均賃金で額が決まるとなると、一体僕の場合はどうなるんでしょ。ちょっと真面目に条文を読んでみると、喫茶店の学生アルバイトで、午前中の3時間で周4回、時間給800円なんてのはいったいどうなるんで…。

A氏：はは～ん…。それでやたらと「額は、額は」と言ってるわけか。確かに労働基準法の平均賃金だけで決まるんだったら、君の場合相当低くなるよね。

Q君：そうなんですよ。その期間の総日数で割るなんてことだったら、1200円程度じゃないですか。どうしてくれるんですか。え～ッ。

A氏：だから慌てないで話を聞いて。たしかに休業補償額の算定の基礎になるのは「給付基礎日額」で、これは原則として「平均賃金に相当する額」とされている。けれども、この規定だけでは、君のような場合が出てくるので不合理になるよね。1週間程度の休業補償ならともかく、君の災害が障害補償年金をもらうぐらいの災害だったら、1200円を基礎に生涯受給することになっておかしな話になる。

Q君：そうそう。前途有望な青年の将来は、
労災事故で生活まで奪われてしまうという
わけ。なんと不合理な。

A氏：だから給付基礎日額には最低保障額と
いうものが決められていて、え〜っと、現
行ではその額が4290円ということにな
っているんだよ。だから、君の場合はおそ
らくこれが適用されるんだろうね。

Q君：ん〜。なるほどと言いたいけれど、こ
の額自体も年金給付のことを考えると理解
しがたい気もしますね。たとえ大きな障害
を残して生活していくとして、歳をとって
いき、同じ歳の人に比べて収入は、相変わ
らず学生アルバイト時代の賃金のせいで、
最低保障額が基礎というのも変な気がしま
すよね。

A氏：たまたまアルバイトの時の大怪我で生
涯の給付が決まるという不合理を、せめて
和らげるという意味で、年金のような長期
の給付については、給付基礎日額とは別に
「年金給付基礎日額」というのがまたある
んだよ。

Q君：どんどん複雑になっていきますね。

A氏：うん。5才刻みで最高限度額と最低限
度額が決められていて、最高限度
額以上の給付基礎日額だったら最高
限度額、最低限度額以下だった
ら最低限度額が年金給付基礎日額
になるというわけ。現行の額は、
この表(右表参照)のとおり。

これは、年金給付だけではなく
て、療養開始後1年6ヶ月経った
後の休業補償でも適用されること
になるんだ。

Q君：ほうほう。ということは僕は
20歳だから、この間の事故で労
災保険の年金を受けていたとした
ら、今年の8月だったら1日52

92円で計算されるというわけですね。

A氏：そういうことだね。それから、給付基
礎日額というのは、国が毎月とっている日
本中の労働者の賃金統計による変動も反映
されるようになっているから、最低、最高
の限度額に引っかからない場合でも変動す
ることがあるんだよ。

Q君：そこまでしないとイケないんですか
ね。ご苦労様なことで。

A氏：そらそうやがな。長期の給付で、その
時代の賃金が反映されなかったら、労災保
険の生活保障の役割が果たせんことになる
やろ。それに、賃金スライドで給付基礎日
額決めんかったら、たとえばじん肺の被災
者なんかの場合どないすんねん。

Q君：突然Aさん大阪弁になってどうしたん
ですか。それはともかく、じん肺がどうし
たんですか。

A氏：昭和30年代に炭鉱で働いていて、そ
の後閉山になって離職、以後はトラックの
運転手をして生計を支えてきた労働者がい
たとする。その人が、いまになって炭鉱で
の粉じん吸引により重症のじん肺になった
場合、給付基礎日額はどうする？

平成12年8月1日から平成13年7月31日まで

年齢階層の区分	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,292円	13,224円
20歳以上25歳未満	5,292円	13,224円
25歳以上30歳未満	6,152円	13,267円
30歳以上35歳未満	6,984円	16,672円
35歳以上40歳未満	7,396円	19,151円
40歳以上45歳未満	7,440円	21,464円
45歳以上50歳未満	7,347円	22,602円
50歳以上55歳未満	7,131円	24,292円
55歳以上60歳未満	6,564円	23,920円
60歳以上65歳未満	4,490円	20,612円
65歳以上70歳未満	4,230円	15,126円
70歳以上	4,230円	13,224円

Q君：そんなことって？…確かにあるか。

A氏：その場合は、離職のときを基点に、3ヶ月遡って額を出し、産業別や規模によっては企業別の変動率をかけて算出するんだよ。

Q君：でも、昭和30年代のしかも閉山になった炭鉱の賃金なんてわかるんですかね。

A氏：何も資料がなければ、職種、企業規模、年齢階層、地域による賃金統計資料に基づいて、労働基準局長が決定することになっているんだ。要するにどんな場合でも、平均賃金と給付基礎日額は最後には決まるというわけよ。

Q君：しかし、会社がなくなっているときなんか、労災保険の用紙の事業主証明欄なんかどうするんですかね。それに、さっき、最初の休業3日までの補償は使用者に義務があると言ってたけど、会社がなければ誰からもらうんですか。

A氏：労災保険の請求は本人がするもので、事業場の証明は不可能ならもちろん必要がない。それから、休業3日目までの補償は、義務といっても果たす人がいないわけだから困るよね。たった3日間といっても、不公平だよ。それからよく似たケースで、たとえば長年鉱山労働者として10年働いて粉じんを吸入し、離職してから働いていた最後の6ヶ月間、トンネル掘削の作業をしていた人がじん肺で労災保険の給付を受けた場合、労災保険は法律上、最後の粉じん作業を行っていた事業場の保険が適用されることになる。けれど、会社の方にしてみたら、その人のじん肺は、ほとんど鉱山で働いていたときの粉じんが原因じゃないのかという話になってくる。

Q君：あ、そうか。会社にとっても使用者責任を余分に被せられるふうになりますよね。

A氏：だから事業場が廃止されていたり事業主の行方が知れない場合と、3年に満たない建設の事業で発生したじん肺、2ヶ月以内の港湾貨物取扱事業等で発生した非災害性腰痛、1年に満たない林業又は建設の事業で発生した振動障害については、事業主に替わって休業補償特別援護金を被災者に支給することになっているんだ。

Q君：えらい細かいことのような気がするけどね。

A氏：会社が国に支払う労災保険の保険料は、労災保険の給付をするたびに次の年の保険料にはねかえるのを知ってる？

Q君：ああ、自動車保険と同じですね。

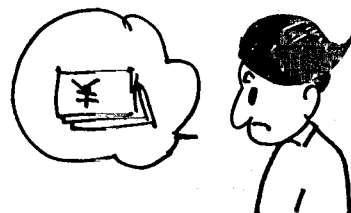
A氏：それをメリット制というんだけど、いま言った3つの病気と業種は、対象とならないことになっているんだ。

Q君：そりゃいまの話だと、そうでないと納得しないでしょ。

A氏：でもね、なぜじん肺は建設の事業だけなんだろう。非災害性腰痛の港湾だけなんだろう。たとえばトンネル掘進の作業に10年間従事した人が、最後の3ヶ月金属製品の製造工場で、溶接の作業を担当したとして、その後じん肺になったとする。そうするとその工場は、彼の労災保険給付にいらぬ抵抗をしたくなってしまふよね。実際、労災保険の請求をするのに、こうした場合は多く、結構カベになっていたりするんだよ。

Q君：ん〜ッ。制度の細部にさらに制度が。そしてそれでもさらに不合理が。

(つづく)



前線から

全国安全センター 第11回総会開かれる

全国労働安全衛生センター
連絡協議会

淡 輪

全国労働安全衛生センター連絡会議の11回目の総会が、7月22-23日、大阪南部の淡輪で開催され、各地の地域センターの代表者などが集まり、安全衛生、労災職業病の現状をめぐる様々な課題について報告するとともに、今後の活動について話し合った。

井上浩議長の開会の挨拶のあと、古谷事務局長からこの1年間の活動報告と運動方針案が提起され、さまざまな討論の後、満場一致

で承認された。

ひょうご労働安全衛生センターが設立されたこと、東京労働安全衛生センターがいわゆるNPO=特定非営利活動法人として衣替えしたことなどが各地方の動きとしては注目された。また特に、じん肺合併肺がんの労災認定基準の見直し、労災鍼灸治療時効裁判、アスベスト関連訴訟（四電西条火電浅木裁判和解、横須賀米軍基地アスベスト労災訴訟など）の現状が報告さ

れ、議論された。

総会2日目は2つの講演が行われた。一つは、元労働基準監督官で置賜労働基準協会専務理事の吉川照芳氏による「民間職場における労働安全衛生活動の現状と課題」。もう一つは近畿大学法学部講師の三柴丈典氏による「労働科学と法の関連性」。吉川氏は、JCO事故などを例に挙げながら今日の問題点をわかりやすく指摘された。三柴氏は29才の気鋭の、しかもまれな安全衛生法を専門とする法学者。講演ではご自身の博士論文のテーマでもあった日本とドイツの労働安全衛生法の比較法的検討の内容をごくかいつまんで解説された。両先生とも、示唆に富む有意義なお話であった。

地域に応じた 安全衛生活動を推進

JAM大阪が第1回安全衛生対策部会

大 阪

JAM大阪は8月2日、第1回安全衛生対策部会を

開催した。機械金属産業の中小職場を多く組織する同

労働組合では、職場ごとに行われている安全衛生活動について、横の連携、交流を図ること等により、安全衛生活動のレベルアップへつながる活動が期待されている。大阪府下の製造業では、労働者数300人未満の職場で全労働災害の9

6%が発生しているという
現実、JAMが行った2000年度の実態調査結果にもその傾向が現れており、同部会の活動が期待される所以となっている。

同部会は、JAM大阪の12地域協議会の各安全衛生担当者と、書記局で構成され、地域の安全衛生活動を推進していることになっている。この日の会議では、活動を2年度をめぐり計画を立てて実施していくこととし、まず第1回目の

活動として9月に1職場をピックアップして職場巡視を行うこととした。

また、同会議では各地域協等の取り組みが報告された。堺地協安全対策部の恒常的な安全パトロールの取り組み例、業種別として鉄労協の安全パトロールの取り組み例が報告され、またすでに学習会を実施し、9月に安全パトロールを実施する淀川地協の例も報告された。しかし、地域協としての取り組みを推進するに

は、単組の規模や数などの特色に応じて、相応しい取り組み方を実施していくことが大事との議論もあった。たとえば労使会議で取り上げるテーマに安全衛生対策をあげる、労使が興味深く参加意欲のわく学習会の実施など、今後の知恵の絞りどころであることも話題となった。

今後の地域ごとの取り組み、JAM大阪としての取り組みが大いに期待されるところだ。

連合近畿が4回目の セーフティネット

注目される地方連合の 安全センター設立軸にした今後の動き

奈良

連合近畿ブロックは、奈良市で7月18～19日に第4回セーフティネットワーク集会を開催し、近畿各地方連合から40名の安全衛生担当者が参加した。

18日は大阪府柏原市の光洋精工国分工場を会場に、職場巡視を実施、グループ討論形式で安全衛生対

策状況を講評しあった。ベアリング製造を主体とした同工場の安全衛生活動は、OHS-MSの取り入れに取り組みを開始したところで、4Sや標示の工夫が随所に見られ、議論の対象となった。

奈良市内のホテルに会場を移し、19日には元労働

基準監督署長の吉川照芳氏より「これからの労働安全衛生活動」と題した講演を受けた。吉川氏は、労働基準監督官時代の経験も織り交ぜながら、具体例を示して安全活動の手法を解説し、労働安全衛生マネジメントシステム導入の注意点についてもふれた。

連合本部からは、中桐孝郎連合総合労働局雇用労働対策局次長が出席し、中小職場の安全衛生対策5ヵ年計画等、連合の方針について述べた。参加者からは、地方連合での安全センター設立について、本部から何らかの措置を行い具体化を

支援すべきではないかとの意見が出された。

労働災害防止指導員の交流、ナショナルセンターと

しての連合がはたすべき地方での安全衛生対策における役割など、4回に渡るセーフティネットワーク集会

で合意形成ができており、連合の地方安全センターの設立を軸にした今後の動きが注目される。

連合南大阪地域協が安全衛生研修会

職場巡視を中心に実践型



連合南大阪地域協は、7月26日に狛クボタ堺製造所で安全衛生研修会を開催した。連合大阪は昨年、府下7地域協で安全衛生対策の学習会を実施したが、今年は各地域ごとに実際の職場巡視を中心としたプログラムを作成、実践型の研修会を開催することにしている。南大阪の開催は、そのトップをきるもの。

産業を問わない様々な職場から26名が参加し、同製造所について概要説明を受けた後、工場内を巡視し

た。トラクターとエンジンの製造ラインを1時間かけて廻った後に、会議室に戻って、「良い事例、参考となる事例」「改善が必要な事例」をあげてグループ討論、その結果を発表しての全体討論を行った。作業帽や手袋の着用、自動搬送車の安全対策など話題は広がり、グループ討論は活発な議論の場となった。

また討論に先立ち、同製造所の産業医の松本医師から産業保健についての講演を受けた。健康診断の事後

措置の取り組み方、成人病対策の重要性など、労働組合安全衛生担当者にとって示唆に富むアドバイスを提供していただいた。

最後に連合大阪労働安全衛生対策会議の田中滋晃事務局長は、中小事業場の安全衛生対策の遅れに対し、労働組合の地域ネットワークでの働きかけをすることが重要であり、これからも地域での取り組みを重視し、そのネットワークの軸となるセンター作りを進めていく方針を報告した。

今年の連合大阪地域協の取り組みは、これを期に各地での実践型研修を軸に進められることになる。



7月の新聞記事から

7/1 午前7時半ごろ、札幌市清田区の市立札幌清田高校の用務員室で、警備員が背中を刺されて死亡しているのが発見された。室内のプロパンガスのコックが開かれ、ろうそくが立てられていた。

7/2 豊能郡美化センターの高濃度ダイオキシン汚染問題で、公害調停を申請していた住民側の総会が開かれ、調停委員会が示した調停案を正式に受諾することが決まった。

7/4 午前8時35分ごろ、神戸市兵庫区のさくら銀行兵庫支店南側駐車場で、日本通運関西警送支店の現金輸送車到着後、路上に駐車した乗用車から黒い覆面の男が飛び出し、門を閉めようとしていた行員をナイフで刺し、けん銃を発射した。男は何も取らずに車で逃走。行員は左胸と両手に軽傷を負った。

第2次森内閣発足。労働大臣に吉川芳男氏など。

午前10時19分ごろ、宮城県航空自衛隊松島基地所属のブルーインパルス隊のT4型練習機2機が、同基地南東25キロの沖合で行方不明になった。

今年1月に神戸市長田区の路上で、帰宅途中に通り魔に刺されて死亡した女性について、神戸西労働基準監督署は労災の適用を認めた。女性は、合理的通勤経路で帰宅途中で、現場は阪神大震災後さら地などが多く、夜間是人通りが少ないことから通勤に危険が伴っていたとした。

7/5 不況が生む労災事故。大阪府内では死亡事故を起こした2業者が労働安全衛生法違反で大阪地検に書類送検された。中央区南船場の鋼材加工業「近江産業」の鶴浜鉄鋼センターでは、今年1月機械を停止せずに清掃作業をした作業員が巻き込まれ死亡。3月下旬、繊維加工会社「植野短繊維工業」の河内長野工場でも清掃中の巻き込まれ事故。大阪労働局は、府内の死亡事故は減少しているが、リストラや経費削減で見落とされた危険箇所による死亡事故もある、と話している。

午前11時ごろ、京都府長岡京の化学薬品メーカー「コーヨ化学研究所」の2階の工場から異臭が発生し、付近の工場の従業員ら13人が目の痛みなどで手当てを受けた。

和歌山市の「宮山製肥工業所」で6/22硫化水素が漏れた事故で、重体だった取引先社員が死亡。同じく重体だった作業員2人はすでに退院。

7/7 大阪市北区の広告代理店「ジァース」の女性デザイナーが、退職1週間後にくも膜下出血で死亡した問題で、同店取締役が従業員に健康診断を受けさせず時間外労働をさせていたとして、労働安全衛生法違反と労働基準法違反の罪に問われた刑事裁判の初公判があった。遺族は

民事損害賠償請求裁判も起こしており、過労死訴訟に絡む刑事裁判は異例。訴状によると被告は96～98年ごろまで従業員の健康診断を行わず、また労使間協定なしに深夜労働させるなどした。

川崎製鉄水島製作所の管理職が91年に自殺したのは過労が原因として、妻が同社に損害賠償を求めている訴訟で、広島高裁岡山支部で2回目の和解交渉があり、同社は遺族に謝罪する意思を明らかにした。

7/12 豊能郡美化センターの高濃度ダイオキシン汚染問題で、労働省は施設を解体した作業員35人の血中から最高値が平均の200-300倍にも上る高濃度ダイオキシン類が検出されたと発表。平均値は血中脂肪1グラム当たり680ピコグラム、最高は5380ピコグラム。

7/17 観光バスの運転中に脳出血で左半身まひになった兵庫県西宮市の元運転手の妻が、西宮労基署に労災の療養補償給付を求めた訴訟で、最高裁第1小法廷は労基署側の上告を棄却、業務との相当因果関係を認めた。

午後2時40分ごろ、大阪市此花区の「舞洲スポーツアイランド」特設会場で、音響スピーカーを設置する鉄骨製やぐらの組立作業をしていた建設作業員が、高さ14メートルの足場から転落し、全身を強く打って死亡。

7/19 豊能郡美化センターの解体工事をした作業員の血液から過去最高濃度のダイオキシンが検出された問題で、排ガスを洗浄する「湿式洗煙塔」の解体を担当したグループの濃度が特に高かったことがわかった。作業手順などに問題があった可能性もある。

7/20 午後1時ごろ、沖縄県具志川市のスーパーで、男がレジにいた女性に包丁で切りつけ、さらに近くの喫茶店店員を刺して現行犯で逮捕された。スーパー店員は重傷、喫茶店店員は死亡した。男は、喫茶店店員の親戚。

7/24 東京電力は福島県大熊町の東電福島第1原発2号機で、制御棒を水圧で駆動されるシステムに水漏れが見つかったと発表。微量の放射性物質が含まれていたが、作業員の被ばくや外部への放射線漏れはないという。

7/29 午前6時半ごろ、愛媛県東予市の紡績会社フジボウ愛媛生川工場の排水処理施設で、排水層の污泥除去作業をしていた一宮運輸四国支社の作業員3人が倒れているのを発見され、病院に運ばれたが死亡。

千葉県八日市場市イの半導体製造会社「タイヘイ電子」の従業員2人と別会社の作業員1人が、6月中旬ごろ電子部品の検査の際にエックス線を右手に浴びおあやけどを負ったことがわかった。測定の結果は、50シーボルト以上の大量被ばく。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!

Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super	グレー・ブルー	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
		Relief	- (サト)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。
 ■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
 TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259